

介護職員処遇改善支援補助金計画書

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンウラワフクシカイ				
法人名	社会福祉法人浦和福祉会				
法人所在地	〒	336-0974			
	埼玉県さいたま市緑区大字大崎2160番地				
フリガナ	キハラヨシヒロ				
書類作成担当者	木原 好広				
連絡先	電話番号	048-878-2922	FAX番号	048-878-2993	E-mail jim2@smile.ecnet.jp

2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式 2 - 2 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)	3,060,520	円																
②賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)	3,294,751	円	要件 I ○															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">171,000,000</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】</td> <td style="text-align: right;">167,705,249</td> <td>円</td> </tr> </table>	i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)	171,000,000		円		ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	167,705,249	円										
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)	171,000,000	円																
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	167,705,249	円																
③ベースアップ等による賃金改善の見込額			要件 II ○															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">2,540,231</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,905,174</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(75.00) %</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td style="text-align: right;">238146.75</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)	2,540,231		円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,905,174</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(75.00) %</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td style="text-align: right;">238146.75</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	1,905,174	円	(75.00) %	(一月あたり)	238146.75	円					
i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)	2,540,231	円																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,905,174</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(75.00) %</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td style="text-align: right;">238146.75</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	1,905,174			円	(75.00) %	(一月あたり)	238146.75	円									
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	1,905,174	円	(75.00) %															
(一月あたり)	238146.75	円																
ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)	520,289	円																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;">(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">364,201</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(70.00) %</td> </tr> <tr> <td>(一月あたり)</td> <td style="text-align: right;">45525.125</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))	364,201	円	(70.00) %	(一月あたり)	45525.125	円											
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))	364,201	円	(70.00) %															
(一月あたり)	45525.125	円																

 | || ④ 補助金による賃金改善実施期間 | 令和4年 2 月 ~ 9 月 | | |

【記入上の注意】

- ・② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・② i) 及び② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	基本給	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる手当(既存の増額)		
	その他	手当(新設)	<input type="checkbox"/>	手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	<input type="checkbox"/>	その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (スマイルハウス 介護職員処遇改善支援補助金手当の取扱いに関する内規) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 スマイルハウス 給与規程 (処遇改善手当) 第7条の5 介護職員の処遇改善、人材確保、離職率の低減を図りより良い介護サービスの提供者たる人材を育成することを目的として、処遇改善手当等を支給する。 2 前項の手当に関する事項は、別に定める「介護職員処遇改善手当に関する内規」及び「介護職員処遇改善支援補助金手当の取扱いに関する内規」により支給する。(介護職員処遇改善支援補助金) 介護職員処遇改善支援補助金手当の取扱いに関する内規 (手当の種類) 第2条 介護職員処遇改善支援補助金手当(以下「補助金手当」という。)とは、介護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月分から支給する手当のことである。 (総則) 第3条 介護職員等に対して、介護職員処遇改善支援補助金の受領を前提とした、賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施し、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、毎月支払われる手当の引上げに充てることとする。							

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 15 日

法人名 社会福祉法人浦和福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 九里 秀一郎